



## 安全用具のご紹介

有機則・特化則以外の化学物質も規制の対象に！



### 重松 保護メガネ SP-19F-1

#### <用途>

- ・建物等の解体、改修工事のがれき処理
- ・アスベスト関連作業
- ・感染症対策

#### <特長>

- ・重松のゴーグル形の中で非常に強い防曇性能
- ・視力矯正メガネの上から付けることが可能

### 重松 防護手袋 37-176

#### <用途>

- ・ガソリンや灯油の取扱い
- ・農薬散布
- ・酸、アルカリの取扱い

#### <特長>

- ・厚手、強度に優れる
- ・ニトリル（材質）

### 重松 防護手袋 93-260

#### <用途>

- ・酸、アルカリの取扱い
- ・溶剤の取扱い

#### <特長>

- ・極薄
- ・特殊コーティングで着脱しやすい
- ・ニトリル、ネオプレン（材質）

2024年4月～  
法改正

## 新たに義務付けられたこと

化学物質管理者の選任（製造事業場は専門的講習の修了者）
保護具着用管理者の選任
ラベル・SDS 交付による危険性・有害性情報の伝達
SDS 情報に基づくリスクアセスメント実施
ばく露濃度を基準以下とする
ばく露濃度をなるべく低くする措置を講じる
★保護マスク・保護メガネ・保護手袋・保護衣の着用

上記以外の  
**保護メガネ・保護手袋**  
在庫ございます！

**保護マスク・保護衣**  
の取扱いもございますので  
ぜひこの機会にご利用ください！！